

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年第4回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和3年3月24日(水) 午後 5時30分から 午後 7時47分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館2階 大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、半澤委員、 今村委員、青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	榊教育部長、宮原教育総務課長、水上学校教育課長、永島 郷育推進課長、堀田文化財課長、永松主幹兼指導主事、伊 澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼教育指導係 長、笹田総務企画係長、松本主事、小池指導主事、溝辺図 書館長

会 議	議 (内 題 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 議案第 6 号福津市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を制定することについて ・ 日程第 4 議案第 7 号福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについて ・ 日程第 5 議案第 8 号福津市通級指導教室設置規則を改正することについて ・ 日程第 6 議案第 9 号福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 7 議案第 10 号福津市教育委員会教育長職務代理者事務委任規程を制定することについて ・ 日程第 8 議案第 11 号福津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正することについて ・ 日程第 9 議案第 12 号福津市スポーツ推進委員の委嘱について ・ 日程第 10 議案第 13 号福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について ・ 日程第 11 議案第 14 号福津市文化財保護審議会委員の委嘱について ・ 日程第 12 報告 ・ 学校の過大規模解消と竹尾緑地への中学校建設案の白紙撤回を求める請願について ・ 教育長の動静報告 ・ 諸報告 ○教職員の人事異動について ○市職員の人事異動について ・ 日程第 13 その他 ・ 今後のスケジュールについて ・ 4月の定例教育委員会の日程について 4月27日（火） 午前9時30分から 会場：庁舎本館2階大会議室 ・ 日程第 14 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開

	非公開の理由	
	傍聴者の数	4人
	資料の名称	
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名委員	柴田教育長	
	今村委員	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
笹田係長：失礼します。 本日の資料は次第と教育委員の皆様のお手元には教育論文の報告書の冊子をお配りしております。 そして、教職員離任式、赴任式の案内文書と、入学式の参列者一覧表です。 そして、委員の皆様のお手元には、市役所職員の異動一覧をお配りしております。 教職員の異動の分につきましては、人事案件の内容に入りました後に委員の皆様にお配りする予定です。 資料としては以上です。 柴田教育長：はい。 それでは、開会前でございますが、本日の会議に4名の方から傍聴の申し出がっております。 許可をいたしますので、入室をお願いします。 1 日程第1 開会の宣言 柴田教育長：それでは、皆さんこんにちは。 教育委員会構成委員5名中、ただいまの出席委員は5名で定数に達し、委員会は成立します。 令和3年第4回の福津市教育委員会定例会を開会したいと思います。 今日は議会もありまして、教職員の内示もありますので、この時間帯になりました。遅い時間帯で申し訳ありません。どうぞよ		

ろしくお願いいたします。

直ちに会議を開きたいと思います。

本日の議事日程でございますが、委員の皆さんお手元に配付のとおりでございます。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：まず、日程の第2、会議録署名委員の指名を行います。本市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、今日の会議録は、私と今村委員のほうで署名、確認をすることにします。

今村委員、よろしくお願いいたします。

今村委員：はい。

3 日程第3 議案第6号福津市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を制定することについて

柴田教育長：それでは、日程の第3、議案の第6号福津市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を制定することについてを議題といたします。

事務局に提案理由を求めます。説明よろしくお願ひしたいと思ひます。

水上学校教育課長、よろしくお願いいたします。

水上課長：学校教育課長の水上です。よろしくお願いいたします。説明は座ってさせていただきます。失礼します。

資料の1ページになります。

議案第6号福津市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を制定することについて、福津市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を、別案のとおり定めるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月24日。 福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由につきましては、口頭で説明させていただきたいと思ひています。

まず、この独立行政法人日本スポーツ振興センターというものについてまず説明させていただきたいと思ひています。

こちらのセンターの業務の役割といたしましては、主にスポーツの振興及び児童生徒・幼児等の健康の保持増進をはかること。また、スポーツの振興のために必要な援助というところで、その中で今回学校管理下における児童生徒・幼児等の災害、いわゆるけがに関する必要な給付、まあ災害共済寄附というものになるんですが、こちらにつきまして今回議案として挙げて、それについての規則を制定ということでございます。

今回規則の制定ということになりました経緯でございますけれども、今年度スポーツ振興センターのほうから通知がございまして、この共済掛金等につきましては、もともと独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づいてちゃんと位置づけされており、行われているところなんです、特に保護者から徴収する共済掛金というものがございまして、市の予算と、保護者からの共済掛金をもってセンターのほうに収めて、この事業を行っているということがありまして、その中で次ページのほうになります、2ページですね。

3ページのほうを御覧になっていただきたいと思います、3ページ目2つ表が上段と下段ございまして、下段のほうの表がございまして、共済掛金の保護者からの徴収額ということで、こちらのほうで表の一番上のほうに例なんです、義務教育諸学校、一般・要保護とありまして、表の右側のほうに左欄の額の10分の4～10分の6の額という形で、こういった幅がありまして、この辺につきましてきちっと規則で定めてくださいよということでございまして、今回例えば一般につきましては、本市のほうでは従前どおりやっています負担金額なんです、保護者の負担金額で460円徴収しているんですけども、払込額としては920円ということで、その半額460円を保護者から負担をしておりますので、この範囲の中で10分の5という形で一般につきましては、保護者から共済掛金をいただいておりますので、それを規則のほうに、前ページ、2ページのほうになりますが、第2条のほうに今回規則を制定させていただきまして、その中に第2条の表がありまして、例えば小・中学校につきましては、災害共済給付に係る共済掛金100分の50、いわゆる10分の5になるんですけども、という形で今回整理させていただきます。

下の幼稚園につきましては、こちらにつきましては10分の6～10分の9という形になっておりますので、うちのほうでは10分の7.5という形で保護者のほうから共済掛金をいただいておりますので、いわゆる100分の75、標記の仕方といたしましては、100分の50と100分の75という形で規則のほうで整理させていただきます。

あわせて、保護者負担金の免除という形で、第4条におきましても生活保護法に係ります要保護者、また、それに準ずる程度に困窮している者につきましては負担金を徴収しないという者も併せて規則において今回成立させていただいたというのが今回の措置の制定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

柴田教育長：じゃあこの第2条の額を制定するということですね。

水上課長：今まで法律上にはあるんですけども、特にこの幅がありまして、10分の4～10分の6とか、幼稚園につきましては10分の6～10分の9の範囲ということで、その辺が各市町村・自治体におい

て定められてないところが多く、本市でも定めてなかったものですから、それを今回１００分の５０と１００分の７５という形で、規則を制定させていただいているところでございます。今までとやり方は何も変わりませんし、金額等も変わっておりません。

柴田教育長：ということで、共済掛金の徴収に関する規則についての提案が挙がっておりますが、何かお聞きになりたいことはありますか。

今村委員：質問ですが、これ毎年見直すようになっているんですかね、この額は。

水上課長：基本的には見直しておりませんので、負担金の額としては変わっておりません。

今村委員：見直していない。変わってないということですね。

水上課長：はい。

青木委員：いいですか。

１０分の５になっていますけど、幅がありますが、もうちょっと保護者の負担を減らす方にはならなかったのでしょうか。

水上課長：はい、今回も従前どおりの負担額ということでさせていただいており、近隣にも確認したんですけど、古賀、宗像のほうも同じ額で、今回により変更はしておりませんということでしたので、こちらで当面いきたいと考えております。

柴田教育長：まあ近隣の市町村とも掛金の額は同じということですね。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、その議案第６号でございますが、御提案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。したがって、日程の第３の議案第６号福津市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を制定することについては、原案のとおり承認されました。

４ 日程第４ 議案第７号福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについて

柴田教育長：引き続きまして、日程の第４、議案第７号福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

水上学校教育課長、よろしくお願いします。

水上課長：座って失礼いたします。

４ページになります。

議案第７号福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについて、福津市立学校の通学区域に関する規則は、次の理由

により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立学校の通学区域に関する規則の一部と改正する規則を制定する。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に議決を求める。

令和3年3月24日。

福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由でございます。

今回「東福間12区」ということで、冠区の一部に今開発が行われているところがございます。御存じかどうか分かりませんが、そちらのほうを新たに新しく「東福間12区」ということで行政区ができるということになっております。

これにつきましても、郷づくりのほうで規則を決定したのが令和2年の12月15日に決定しております。これに合わせまして、通学に関する規則をもっておりますので、こちらのほうを改正する必要性が生じたため、今回改正ということで議案を上程しております。

ちなみに戸数でございますが、全部で39戸を計画されているということでございます。

以上でよろしく願いいたします。

すみません、6ページと、7ページ、8ページから9ページにかけて新旧対照表をつけておりますので、先ほど言いました小学校校区と中学校校区がございますので、6ページのほうが神興小学校校区ということで、7ページにかけて新のほうに「東福間12区」が加わるということになりまして、8ページのほうは福間東中学校校区ということで、東福間12区が新たに加わるということになります。

以上でございます。

柴田教育長：正式には、「東福間12区」。

水上課長：12区です。

今村委員：新しくできるということですね、「東福間12区」が。

水上課長：今造成済のところもございますし、造成中ということで、第1期と第2期に工事が別れておるようでございます。

今村委員：児童と生徒の数というのはある程度見込めるのでしょうか。

水上課長：まだそこまでは確認はできておりません。

今村委員：そこまではまだ。

柴田教育長：神興小学校と福間東中学校校区になるということ。

場所は大体イメージできますか。

今村委員：知っています。はい。

半澤委員：全部整地というか、子供たちが住むというか、新しく引っ越されて来られるということでしょうか。

水上課長：そこも確認できていないんですが、第1期は造成が終わっておりますので、もうそろそろ。

宮原課長：もう家が建っていますね。
 半澤委員：建っているところもある。
 宮原課長：もう家が建っています。
 水上課長：第２期は造成中でございます。
 藤井委員：第２期はいつ頃になるのでしょうか。
 宮原課長：まだ検査が終わっていないということで、はい。
 藤井委員：まだなんですね、分かりました。
 柴田教育長：文化財の調査は終わりましたですね、確か。
 堀田課長：終わっております。
 柴田教育長：ですね。やはりあるんでしょうか、遺跡が。
 今村委員：文化財は何か出てきたんですか。
 堀田課長：はい。報告書のほうを今挙げているところです。
 具体的に何かというのは私もちょっと分からないんですけども、陶器の類とか、写真がちょっと幾つかあったので、見させてもらいましたが、その価値までは私には分からなくて、すみません。
 今村委員：人が住んでいたんでしょうね、じゃあ。
 堀田課長：そうですね。高台です。
 今村委員：高台ですからね。
 柴田教育長：大体、手光冠地区というのは結構遺跡があると聞いていますね。
 またこちらについては、採決をさせていただきたいと思いますが、原案のとおり承認していただけるという方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成であります。したがって、日程の第４の議案第７号については、原案のとおり承認をされました。

５ 日程第５ 議案第８号福津市通級指導教室設置規則を改正することについて

柴田教育長：引き続き、日程の第５、議案第８号福津市通級指導教室設置規則を改正することについてを議案といたします。
 事務局に提案理由を求めます。
 水上学校教育課長、よろしくお願いします。
 水上課長：資料の１０ページになります。
 議案第８号福津市通級指導教室設置規則を改正することについて、福津市通級指導教室設置規則は次の理由により改正する理由があるため、別案のとおり福津市通級指導教室設置規則の一部を改正する規則を制定する。
 よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び福津市教育委員会事務委任規則第２条第２号の規定により、教育委員会に議決を求める。

令和3年3月24日。

福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由でございます。

通級指導教室につきましては、小学校につきましては神興小学校のほうに開設をしておるところでございますが、令和2年度、本年度から中学校の通級指導教室を新設・開設しておるところでございます。この中学校能通級指導教室につきましては、固定ではなく、巡回指導方式ということになりまして、福間東中を拠点として、福間中学校、津屋崎中学校を教員が巡回しながら指導しているということでございます。

そのためにこのたび次の11ページのほうになります。様式なんですけれども、13ページ、14ページのほうを御覧いただけたらと思います。通級指導教室に入級する場合の申出書のほうにつきまして、小学校につきましては送迎が保護者の送り迎えということになりますので、その安全確保ということで、申出書の様式の中に児童の安全確保をすることということを入れておりましたが、中学校につきましては、保護者の送迎がございませんので、この部分について、安全を確保するという部分は整理をさせていただいて、これを省かせていただいております。14ページになりますけど、といったところで、様式のほうを、様式第1号の1小学校用と、様式第1号の2中学校用ということで、2つに今回分けさせていただくということが改正の理由ということになります。

以上でございます。

柴田教育長：新たに中学校に通級指導教室ということで、それぞれの申出書になっています。

何かこれについてお聞きになりたいことがありますか。

よろしいでしょうか。

今村委員：ちょっと分からないことがあるんです。

神興小学校は現在、教室も空いていて、通級指導教室ということをやっているんですが、人数的にはどのくらいでしょうか。

水上課長：小学校につきましては、今年度が26名。

今村委員：結構おられるんですね。

水上課長：はい。

ちなみに次年度、令和3年度は29名ということで、3名増える形になっています。

今村委員：これは毎日でしょうか。

水上課長：いえ、週に2時間という形になります。

今村委員：中学校の場合は自分で通うということになりますよね。

水上課長：中学校は通わずに、学校に教員が巡回してきますので、安全確保の必要がないということで、今回様式の変更をさせていただきます。

藤井委員：中学校は何人ぐらいいるんですか。

水上課長：本年度が7名ですが、来年度は13名ということになります。

柴田教育長：特別支援教育、特別支援学級、それから、通級というのは年々増えてきている状況です。

中学の場合は担当の教師が3中学校を巡回しながら、指導の時間を設けるということで、全教科ではありません。

よろしいですか。それでは御承認いただける方については挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、原案のとおり承認させていただきたいと思います。

6 日程第6 議案第9号福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程の第6、議案第9号福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについてを議案といたします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

今日は永島課長と溝辺図書館長におみえいただいております。

溝辺図書館長：それでは、議案第9号福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについてを御説明いたします。

福津市立図書館条例施行規則（平成17年福津市教育委員会規則第24号）及び福津市複合文化センター条例施行規則（平成28年福津市教育委員会規則第14号）は、次の理由により改正する必要があるため、別案のとおり福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定のより、教育委員会に議決を求める。

令和3年3月24日。

福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由でございます。着座で説明させていただきます。

提案理由についてですが、図書館サービスの提供方法や図書館施設の利用形態は、時代とともに変化し、現様式では対応できなくなっていますので、所要の改正を図るものでございます。

福津市条例施行規則改正の趣旨以下の図書館規則ということで述べさせていただきます。

改正の趣旨は、貸出期間の統一と様式の変更、6種類あります

が、行うこととさせていただきます。

その改正等に伴い、地域図書館との整合性を図るため、福津市複合文化センター条例施行規則、以下文化センター規則ということでしていただきます。

第3章、図書歴史資料館の規定の改正も必要となっております。

25ページ、26ページにある利用規則の新旧対照表を御覧ください。これに基づいて御説明をさせていただきます。

まず、貸出期間の統一です。図書館規則第15条、それから、文化センター規則第23条、これ26ページです。に関する現行の規定では、図書館資料の貸出期間は図書等が15日以内、視聴覚資料が8日以内と、資料によって異なっております。

現在新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいるところでもあり、期間延長による利用者サービスの向上や密状態への緩和効果、期間を合わせることによる事務の簡素化等が期待できることから、貸出期間を統一したいと考えております。

よって、同条第2項に規定する貸出期間について8日以内から、15日以内に改めるものです。

次に様式の変更についてです。新様式に基づき御説明いたします。

まず、4項ほどございます。

1面は、資料の弁償届、ページ17、ページ18ページを御覧ください。

福津市ではキャッシュレス決済、これ電子マネー、QRコード決済などの普及に伴い、令和2年から選択肢としてQRコード決済を導入しております。

現在市立図書館では、図書館資料の紛失・破損等による弁償や、利用カードを再発行する場合には、利用者の方からその代価として現金や現物を受け取っております。今回私立図書館でもQRコード決済を取り入れたことに伴い、様式第2号及び第3号の改正、これはQRコードの項目追加が必要となっております。

なお、カメラアステージ図書館はQRコード決済を導入していませんので、改正の必要はありません。

これが、QRコード真ん中の辺り、QRコードという決済をつけ加えております。

こちらの受領書のところにもQR決済というふうにつけ加えております。

2項目めです。

図書館利用カード申込書、ページ19ページとページ23ページ、2つあります。

インターネット、WEBサービスの推進を図るために利用カード申込書に、別様式、パスワード申請書の項目を追加することで、利用者の記入の手間を省き、煩雑さを解消します。

また、携帯電話、スマートフォンの普及に伴う連絡先の追加や、性的マイノリティへの配慮などができるように、電話登録や、性別記載の方法等の見直しも必要となっております。

これらのことから、図書館規則様式第6号と文化センター規則様式第15号を改正するものです。

この区枠の中、元は性別まで必要事項を記載という形でおったんですけど、その部分について性別はもう自由記入という形に変えております。

それから、パスワード申請をできるように、同一様式の中でできるような形に変えているものです。

次は、3項目めです。

図書館利用カード、これは、ページ20ページと、ページ24ページに様式があります。

開館時間、休館日等の追加修正を行う必要があるため、図書館規則様式第7号と文化センター規則様式第16号の記載内容を改めるものです。

文化センター規則第3条に規定する開館時間については、平成30年度に午前11時から午後9時までを、午前10時から午後8時までに改正しております。

そのとき、両規則の様式改正を行う必要がありましたが、未改正のままになっておりました。併せて特別整理期間、蔵書点検期間の規制もありませんでしたので、今回必要な改正を行うものでございます。

4項目めです。

施設利用申請書及び許可書、ページ21ページです。

図書館規則の施設利用申請書、様式第9号には、会議名や開催時刻、時間等を記入する項目がなく、市民や利用者の方から、また、市職員からの問い合わせに正確に答えられないなどの不都合が生じております。その解消には、申請者に分かりやすく、図書館にとっても適切な管理ができるように、申請書の記載内容を見直す必要があります。併せて申請書と許可書を一本化することで、受付事務の簡素省力化にもつながることから、様式第9号、申請書と様式第10号許可書を統合するものです。

もう一度新旧対照表を御覧ください。

図書館規則第20条利用手続の条文改正ですが、旧号様式の名称、図書館施設利用申請を、図書館施設資料申請書兼許可書に変更し、10号様式、図書館施設利用許可書を削っております。この改正に伴い、11号様式、寄贈の取扱承諾書を、10号様式に繰り上げましたので、第23条寄贈の手続の様式番号を、様式第11号から様式第10号に改めております。

最後に図書館資料の予約方法の改正です。

ページ26ページを御覧ください。

文化センター規則第16条の現行規定は、リクエストカード、

これは紙ベースの申請書に限定した物になっております。現在50%以上の予約申請は、WEB予約や管内にあるオパック予約などのオンライン蔵書目録検索システムでなされております。また、今後情報通信技術のさらなる進歩・発展によっては、図書館システムの新技術も出現する可能性もあります。よって、時代の変化に柔軟に対応するため、第2項を削除するものです。

なお、図書館規則については、昨年の令和2年5月に改正したものです。これと整合性を取るため、この複合文化センター条例施行規則の改正を行うものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

柴田教育長：ありがとうございました。

説明資料は、委員さんの皆さんにはお手元に配っております。

柴田教育長：時代の変化とともに図書館の利用方法も変わっているということですね。

溝辺図書館長：はい。

藤井委員：利用カードは変わっていないのですか。

溝辺図書館長：利用カードの内容は少し変更した部分です。

柴田教育長：今までの利用カードはもう使えなくなっちゃうんですか。

溝辺図書館長：実際は使えます。

もうすでに先に利用カードのほうを改正しているような状況ですので、それに合わせて規則が少し遅れましたけども、それを改正したというふうな状況です。

柴田教育長：年間8万人ぐらい利用しているのかね、利用者数は。

溝辺図書館長：利用者数は日に大体500人。それから、2,000冊ぐらい貸出し出ております。

両館合わせて年間70万冊以上ですね。71万ぐらい去年は貸出ししております。

柴田教育長：冊数はね。貸出しの冊数ですね。

どうですか、コロナの影響なんかは。

溝辺図書館長：コロナはもう最初の辺りは非常に低かったんですけど、1月頃には90%以上の利用者が来られております。

ただ、1月から2月にかけて緊急事態宣言が出た関係上、2月の利用者が去年に比べて85%ぐらい、1割5分ぐらい減っているような状況です。

榊部長：本のウイルスとの除菌の装置か何かはもう購入済みなんですか。

溝辺図書館長：2台購入して設置させていただいています。

榊部長：2台ですね。

溝辺図書館長：除菌の装置は設置させていただいている状況です。

柴田教育長：除菌が大変だったんですけどね。

溝辺図書館長：拭き掃除はしております。

藤井委員：返却のポストが、休館日のときに返せるように、図書館の外と、駅とかにもありますよね。ほかにもどこかありますか。

溝辺図書館長：今、両図書館と、駅に1台です。夜間ポストが、まあ休みのとき

ですね。それで、あと、両館の分、元は開いている時間は閉めていたんですけど、今は開いている時間も返せるような形にしておりますので、24時間いつでも返していただいて構いません。

柴田教育長：ほかにはよろしいですか。

利用カードの申込申請許可書、資料の予約方法と、一括で説明がありましたけど、よろしいですか。

それでは、このように改正をされるということでございます。承認される方挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成でありますので、よろしくお願いいたします。

7 日程第7 議案第10号福津市教育委員会教育長職務代理者事務委任規程を制定することについて

柴田教育長：それでは、日程の第7議案第10号でございます。福津市教育委員会教育長職務代理者事務委任規程を制定することについて議題といたします。

事務局に提案理由を求めます。

宮原教育総務課長、よろしくお願いいたします。

宮原課長：教育総務課、宮原です。議案については着座して御説明いたします。

資料の27ページになります。

議案第10号福津市教育委員会教育長職務代理者事務委任規程を制定することについて、教育長職務代理者事務委任に関する規程を別案のとおり定めるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定のより、教育委員会に議決を求める。

令和3年3月24日。

福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由といたしまして、教育長の職務を代理する委員（教育長職務代理者）が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任する場合の規定を定める。

これが、この議案を提出する理由である。

28ページを御覧ください。

こちらが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋になります。

この第25条の第4項、こちらのほうになります。

教育長は第1項の規定により、委任された事務、その他その権限に関する事務の一部を事務局の職員もしくは教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関の職員に委任し、または事務局職員等をして臨時に代理させることができるということが記載されております。

内容といたしまして、こちらの地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらにはこのように定められております。

それで、実際に教育長が不在のときというのは、教育長職務代理者というのが実際行うことになってまいりますが、実際その事務、教育長の決裁であったり、そういったものが大幅なものが事務として発生していきますので、こちらに対して事務局職員が代理して行いますが、その詳細を定めるというのが今回の趣旨でございます。

29ページになります。福津市教育長職務代理者事務委任規定(案)ということになっております。

こちらの第2条に、教育長職務代理者が行う職務のうち具体的な事務の執行等、教育長職務代理者が自ら教育長の権限に関する職務を指揮監督し、またはその事務を執行することが困難である場合は、福津市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長に委任された事務のほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する権限について、事務局職員を指定して委任するものとするということで、具体的には第3条になります。前条の規定により教育長職務代理者が指定する事務局職員は、教育部長とする。ただし、教育部長に事故があるとき、または欠けたときは、教育総務課長とするとなっております。

教育長がもし不測の事態等が発生したときに、本来であれば教育長職務代理者が事務のほうを行うということですが、その中で決裁等そういったものについては、事務局職員、教育部長、もし教育部長に不測の状態があった場合は、教育総務課長がそれを担うということについて詳細を定めたものになります。

説明は以上になります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

柴田教育長：よろしいでしょうか。

宮原課長：地方教育行政の組織及び運営に関する法律には記載されておりますが、福津市の詳細について今回定めるということになります。

今村委員：1つ質問いいですか。

この第3条、教育部長ということは、職務代理者という事務局の方は、教育部長になるということですね。

榊部長：あくまで職務代理者は、通常、青木委員で、それは変わらないんですが、事務を行うことが困難な場合に、実際にいろんな事務決裁とか事務手続上の問題を円滑に進めていくというようなところがあるので、事務局の誰に委任するのかを具体的にきっちりここで規定を設けさせていただいて、職務代理者が教育部長を指名してということで、いわゆる円滑な事務運営をやっていくというような趣旨ですね。

今村委員：職務代理者は青木委員ですけども、その青木委員が困難な場合に指定するということになるんですね。

榊部長：そうですね。はい。

今村委員：それと、その２８ページのその第二十七条及び二十九条、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することはできないと、この二十七条及び二十九条の中身って何でしたかね、この中身は。

柴田教育長：確か、人事に関することだと思いますよ。

宮原課長：ちょっとまた条文を調べまして、御説明いたしたいと思います。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：宗像市の高宮教育長が一月ほど入院されたときは届出があつて、職務代理者が行うんですけれども、非常勤だから毎日勤務しているわけではないですね、ところが決裁文章等は毎日教育長のところに届いたりするものですから。はい、笹田係長。

笹田係長：宗像市のほうにお尋ねしたところ、宗像市では、この規定はつくらないという判断をされたということをお聞きしました。

柴田教育長：だから、確か。

笹田係長：教育委員さん、その職務代理者のかたに毎週何度か来ていただいて、決裁事務もしていただくという判断をされたということで、市としてそのように決定したとのことでした。

柴田教育長：そうですね。週に何度か来られて、決裁事務をされたということですね。うちも青木委員が毎日来ていただくということでもいいんですけれども。青木委員が来ていただけたときは、当然、決裁事務をしていただくわけなんですけれども、困難な場合は、部長、それが難しい時は教育総務課長が決裁等をするということで定めたいということです。

ほかにはよろしいですか、お聞きになりたいこととか。

ないようでしたら、今村委員。

今村委員：宗像市はそういうふうにして職務代理者の方に来ていただくというふうにしたわけですね。

柴田教育長：そうですね。

今村委員：ほかの市町村はどうなんでしょうか。

笹田係長：つくっているところとつくっていないところと、それぞれありました。

今村委員：分かれるわけですね。

笹田係長：そうですね。事務局のどの職員に委任するかということを明確に定めていなかったのが、今回、その場合は教育部長にするというのを定めたというような状況です。

困難な場合は委任することができるという定めの中で、それを誰にするのかというのを明確には定めていなかったのが、福津市として定めておきたいと考えたことが理由になります。

今村委員：決裁などの処理をすることが困難な場合に教育部長に代行してもらおうというのはいいと思います。教育委員会の性格としては委員と職員の部長さんとはちょっと立場が違う部分があるかなと思うので。本来だったら職務代理者が代行するのでしょうか。

柴田教育長：基本、職務代理者が代行されるんですが、文書決裁等が困難な場

合ということですね。

宮原課長：そうですね。毎日発生するものがありますので、その辺のすみわけは出てくると思います。

今村委員：非常勤だから、その毎日というわけにはいかないでしょうから、運営上はやむを得ないかなと思いますね。

柴田教育長：よろしいですか。

まあ決裁することについては、職務代理者のほうにはちゃんとその都度報告は差し上げることになりますが。

宮原課長：はい。

柴田教育長：それでは、採決させていただいてよろしいですか。

御承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

8 日程第8 議案第11号福津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程の第8、議案の第11号福津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正することについてですか。

事務局の説明をお願いします。

宮原課長：続きまして30ページになります。

議案第11号福津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正することについて、福津市教育委員会教育長事務委任規程は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規則を制定する。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月24日。

福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由としましては、市の予算編成方針における予算区分のうち、節区分「7節 賃金」が廃止されたことに伴い、令和3年度からは8節以降の節番号が繰り上がり変更となるために、条文に係る別表を整理する必要があるが生じた。

これが議案を提案する理由となります。

ページ数でいきますと、32ページになります。

こちらに新旧対照表があります。32ページの右側の旧のほうです、こちらの7節賃金、こちらが今回削除、なくなるという形になります。それで、なくなった分がこの左側の新、7が報償費ということで、もう賃金がなくなって、下の分が全て上に上がってくるという形になります。

これは、地方自治法施行規則の一部を改正する省令というのが出されまして、会計年度任用職員制度の導入によって、歳出予算

における節の区分について、7節の賃金というのが削除されたということになってまいります。それによって、この予算の節がなくなったこと、それに伴う変更ということになります。

それで、変わったものが31ページになります。

先ほどの7にあった賃金がなくなって、このような形で一部を改正するということになります。

あくまでも、これは予算の歳出の項目がなくなったということによる措置ということになります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

柴田教育長：よろしいですか、お分かりになりますか。

今村委員：よく分かりません。

何で賃金のところがなくなったのかわからないのですが根拠を教えてください。すみません。

宮原課長：賃金というものがなくなって、要は給料という形で、2節の給料に置き換わったということになります。

会計年度任用職員の制度が始まってから、以前の臨時職員等といった職が、会計年度任用職員ということになったので、賃金という項目がなくなったということが理由になります。

柴田教育長：運用形態が変わったということですね。

宮原課長：そうですね。

柴田教育長：教育委員さんは対象者ではないですね、事務局の職員は対象者がいますね。

宮原課長：はい。

今村委員：一緒になったということですか。以前は賃金の方がいた。

半澤委員：一部の方には賃金で支払いがあり、一部の方は給料という形で支払いがあったということですね。

宮原課長：そうですね。それが今回もう地方自治法の改正によって給料という形に変わったというふうに聞いております。

柴田教育長：給料ね。

宮原課長：給料ですね。

柴田教育長：前は給料と賃金と別にあったというね。

宮原課長：そうですね。

今村委員：じゃあもう全国的にそうなったということですね。

宮原課長：はい。そういう形です。市の予算編成上もこのようになったということで、それに伴う改正ということです。

柴田教育長：まあ教育委員会は独立機関だから、そういうふうな規定が、別にあったんですね、確か。よろしいですか。

じゃあ採決をさせていただきますけども、御承認いただける方挙手お願いいたします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

じゃあ原案のとおりということで、お願いいたします。

9 日程第9 議案第12号福津市スポーツ推進委員の委嘱について

柴田教育長：それでは、日程の第9、議案第12号福津市スポーツ推進委員の委嘱について、これを議題といたします。

事務局、提案理由を求めます。

永島郷育推進課長、よろしくお願いします。

永島課長：郷育課の永島です。着座にて説明させていただきます。

それでは、34ページをお願いいたします。

議案第12号福津市スポーツ推進委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、福津市スポーツ推進委員規則第4条の規定により委嘱されたスポーツ推進委員の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、次期委員を委嘱する必要があるためです。

35ページをお願いいたします。

委員名簿です。委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。委員体制につきましては、14名です。この14名全員の方が再任を快く引き受けていただいております。これからも、市民のスポーツ推進事業の取り組みに関わっていただきます。

例えば、成人祝賀駅伝大会やプリンセス駅伝大会などの運営補助、子供ドッチボール大会の審判講習会。小学校体力テストの測定補助。「楽しく体を動かそう」ということをテーマとした、出前講座などを行っていただき、市内、地域スポーツの復旧・推進・振興を目指して取り組んでいただいております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

柴田教育長：本市のスポーツ推進委員の皆さんの、来年度から2年間の任期ですね。よろしいですか。

今村委員：長い方では24年もされているんですね。

永島課長：はい。

半澤委員：委員会は年間何回ぐらいあるんですか。

永島課長：毎月開催しております。

半澤委員：毎月ですか。

永島課長：はい。

柴田教育長：身近なところでは、小学生のスポーツテストなんかをね、この方々が教職員に交じってお手伝いしていただいております。

藤井委員：去年はやっぱり中止になったものとかいろいろあるんですかね。

永島課長：はい、去年は結構中止になっております。

藤井委員：行事が中止になれば、月1回に集まることも、それも中止になるんですか。

永島課長：いえ、コロナ禍で会議ができない場合は中止しておりますが、できる部分につきましては、コロナ禍とは別でいろんな形でスポー

ツの関係の研修とか、意見交換というか、今こういうふうにやっているとかがいう話で、基本的に会議は行っております。

藤井委員：されているんですね。分かりました。

今村委員：ちなみに報酬はどれぐらいなんですかね。

永島課長：報酬と、費用弁償と。

今村委員：費用弁償ですね。

永島課長：スポーツ関係のイベントとか出ていただいたときとか、費用弁償は2,000円ですね。

今村委員：そうなんですね。

永島課長：はい。

今村委員：男女比もちょうど半分ずつですね。

柴田教育長：上限が14名というのはもう決まっているんですよ。

永島課長：一応18名以内です。

柴田教育長：18名以内。

今村委員：そういうことですね。

柴田教育長：基本市内在住の方になるんでしょうか。

永島課長：在勤等の方で、市外の方もおられます。

柴田教育長：はい。それでは、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

ありがとうございます。

永島課長：ありがとうございます。

10 日程第10 議案第13号福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について

柴田教育長：それでは、議案第13号、日程の第10です。福津市のいじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱についてです。

水上学校教育課長、お願いします。

水上課長：座って説明させていただきます。

36ページになります。

議案第13号福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月24日。

福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由でございます。

先ほど言いました、福津市いじめ問題対策連絡協議会というものと、福津市いじめ防止対策審議会というものがございます。いずれにつきましても任期が2年ということで、今回任期が切れましたものですから、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、2年間の委員について今回提案させていただいているのが理

由でございます。

こちらの連絡協議会と審議会につきましては、下のほうに条例の一部を抜粋させていただいております。

まず、福津市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関しまして、協議をしたり、相互の連絡調整を図ることを目的として設置しておるところでございます。

次ページ37ページになります。

福津市いじめ防止対策審議会、こちらにつきましては、現実的にいじめとか、いじめの疑いがあるとかいうことがあった場合に、専門的な見地からの調査または検証・検討等を行うための審議会でございます。

次ページの38ページ、39ページになりますが、まず38ページにつきましては福津市いじめ防止対策審議会になります。こちらのほうは5名以内という形で、条例に基づきまして委員を選出させていただいております。

今回、新規ということで、一番上に書いております学識経験者、福教大からの推薦によります、坂井清隆教授ですね。こちらのほうが、前任の脇田教授に変わりまして新しく委員としてお願いしているところでございます。

あと、学識経験者、弁護士の春田久美子先生、それから、医師会からの推薦による間先生、それから、臨床心理士のスクールカウンセラーの中島さん、精神保健福祉士のスクールソーシャルワーカーの大石さんにつきましては、再任ということでございます。

次ページ39ページになります。

こちらにつきましては、いじめ問題対策連絡協議会員ということでございます。

こちらにつきましても、条例に基づきまして、中の第4条に10人以内をもって組織するということでございまして、福津市立学校、それから、福岡県宗像児童相談所、福岡法務局、福岡県宗像警察署から委員を推薦していただいて、併せて、市のこども課長、人権政策課長、教育部長ということで、組織しているところでございます。

現在のところ、宗像医師会の間先生は再任ということで、こちらに記載しておりますが、ほかの方につきましては、まだ4月の人事異動等がございますので、それを踏まえまして、またお願いをさせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

柴田教育長：ありがとうございます。

審議会の委員の方だけの承認ということになるんですかね。対策連絡協議会委員の皆さんはまた4月以降にということですね。

水上課長：はい。

柴田教育長：質疑等ございましたら、いいですか。

今村委員：防止対策審議会というのは、どのくらい開かれているんでしょうか。

学校のほうでは毎月連絡協議とかをしていますよね。それを何か問題ごとがあるときには、これを挙げていくということなんですかね。

水上課長：こちらにつきましては、基本的には年に1回が定例になります。年度当初4月または5月に行う形になります。

それで、こちらのほうにつきましては、毎月行うものではありませんので、そういった、いじめ等あった場合に、専門家の見地からの調査、対処または検討ということで、教育委員会からの諮問に応じて行うという形になりますね。

基本的には年1回、何か案件があればそれに応じて開催をするということでございます。

令和2年度につきましては、定例会のみの1回なんですけど、新型コロナウイルスの感染拡大がございましたので、書面での開催ということで実施させていただいたところでございます。

以上です。

今村委員：審議会の決まりみたいな、条項みたいなのはあるんですか、どういうことを審議するかと、規則みたいなものがあるんですかね。

水上課長：先ほど申し上げた深刻な案件という形でこれは審議会に諮るということになりますして、こちらのほうで審議していただくということになりますので、通常はこちらのほうの審議会の中ではかけてはおりません。

今村委員：ないわけですか。

水上課長：所掌事務としては申し上げましたとおりでございますが、特に必要が認めるところでございますので、特に必要があった場合にとということです。

榊部長：基本的には年1回なんですけど、重大な案件が生じたときに、専門的見地かつ第三者的な立場から審議会を招集して審議をする、基本的に各学校でいじめ対策委員会というのをもっていますので、そういった事象の中でこうやっていろんな外部の方も入って、各学校で対応はしていくのですが、先ほど申し上げたように、例えば金銭のとか、あるいは死亡案件とか、そういった重大な案件があった場合には、この審議会の中にかけるということで、基本的にそんなに毎年度これを頻繁に開催をしてということはないです。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：よろしいですかね。

それでは、御承認をいただける方の挙手をお願いしたいと思います、よろしくお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

1 1 日程第 1 1 議案第 1 4 号福津市文化財保護審議会委員の委嘱について

柴田教育長：それでは、日程の第 1 1、議案の第 1 4 号福津市文化財保護審議会委員の委嘱について、これを議題とさせていただきます。

堀田課長、よろしくお願いします。

堀田課長：文化財課堀田です。よろしくお願いします。着座にて失礼します。

議案第 1 4 号福津市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

4 0 ページと 4 1 ページをお開きください。

4 1 ページに記載しております候補者を、福津市文化財保護審議会委員に委嘱することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

委員の任期は、表の右上にありますように、令和 3 年度から 2 年間、令和 5 年 3 月 3 1 日までとなっております。6 人態勢でございます。

文化財の保存活用に関する重要事項を調査・審議していただく予定です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

柴田教育長：本市の文化財保護審議会規則がございまして、委員の委嘱をするということでございます。よろしいですか。

堀田課長：これを立ち上げる目的といいますか、案件としては、津屋崎千軒の豊村酒造さん、福岡浦の盆踊り、こちらを文化財として考えられないかということも審議していただこうと思っております。

半澤委員：どれぐらいの頻度で集まるんですか。

堀田課長：今のところ、予算上でございますが、年 3 回程度の予定です。

今村委員：桑田さんは郷育の講座の講師などをされているかたですね。

堀田課長：はい。

今村委員：それぞれ、専門のかたみたいですね。

堀田課長：そうですね。

今村委員：郷土史の会とかそういう御専門の、建築士の方がいらっしゃるすね、これは建造物の。

堀田課長：そうなんです。実はその建造物のかたがなかなか見つかりませんで、福岡県の文化財課のほうにどなたかおられませんかというところで打診をしております、ようやくこちらが受けてくださることになりました。

今村委員：豊村酒造さんの建物というのは、どのような感じなのですか。私はあまりそういったことに詳しくないのですが、酒蔵はほかの地域にもあるような感じがしますが、どうなのでしょう。

堀田課長：福津市としてももう既に担当部署は、企画部署であったり広報の部署であったり変わりながら検討はずっと続けてきておりまして、今現在は地域振興課のほうを担当しているんですけども、

その4、5年検討してきているということです。

榑部長：まだ確実にそうという話ではなく、先ほど文化財課長が申し上げていたように、もう何年か前からの懸案事項というところで、それこそ私とか文化財課長が判断するというわけにはいかないものですから、こうやって文化財保護審議会、各専門分野から集めてちょっと御意見を賜りながら、その申請の可能性とかを含めて、今年度審議をしていくというような予定で考えています。

ですから、今年度どういう進捗状況になるかについても、正直なところなかなか見えてこない部分なんですけど、まず取っかかりとしてその申請までのプロセスに至れるのかどうか、専門的な見地から、先ほど申し上げた意見を賜るというところのレベルというふうに考えていただければと思います。

今村委員：分かりました。

榑部長：地域振興課の名前も出ましたけど、文化財とプラス観光的な側面ということで、ある種文化財をキーワードにして観光とコラボレーションしながらということで、進めていくようには考えてはおります。

ですから、内部的には地域振興部の観光担当と文化財課と、ちょっといろいろ密に連絡を取り合いながら、こちら文化財保護審議会も進めていくような形にはなってくるのかなと思っております。

柴田教育長：よろしいですか。

今村委員：はい。

柴田教育長：それでは、その議案第14号の採決をさせていただきます。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成でありますので委嘱については原案のとおり承認をされました。

12 日程第12 報告

柴田教育長：それでは、日程の第12、報告事項に入ります。

学校の過大規模解消と竹尾緑地への中学校建設案の白紙撤回を求める請願についてというのが出されております。届いておりますが、これについて事務局より説明をお願いします。

宮原課長：教育総務課宮原です。

資料の42ページをお願いいたします。

こちらが令和3年3月3日付で請願の提出があっております。

学校の過大規模解消と、竹尾緑地への中学校建設案の白紙撤回を求める請願ということでございます。

請願事項としては、この請願事項1から4まで書いていますの

で読み上げていきたいと思います。

まず1、竹尾緑地への中学校建設案を白紙撤回すること。

2、校区再編、スクールバス、学校選択制（期限付き）などの対策を直ちに検討すること。

3、安全で適正な場所に適正な規模の小学校を建設すること。

4、建設案に市民の意見を反映させ、内容とプロセスを明確に市民に開示すること、となっております。

それで、福津市教育委員会請願処理規則第3条により、教育長が請願等を受理したときは、受理後最初に召集される教育委員会の会議において報告しなければならない。

続いて、第4条により、教育委員会はこの報告を受けたときは、これに対し採決しなければならないというふうになっております。

それで、請願としまして、あちらの箱の中に請願と賛同者の署名が入っております。

請願者とその賛同者という形で、全体で3,798名のお名前がありました。事務局としまして、その構成としましては福津市内在住の方が2,127人。福津市外在住の方1,523人。それで、福岡県外の方ということで148人。合わせて3,798人ということでございます。

教育委員会としましては、今まで学校建設問題等についていろいろ議論を重ねてきております。総合教育会議等、また、議会等についてもいろいろと今現在問われているところでございます。そのような状況で今回このような請願に対してでございますが、疑問点、また御意見等がありましたらこの場で言っていただきながら、皆さんの御意見を賜ればというふうに思っております。

説明は以上でございます。

柴田教育長：過大規模校問題に関わった請願書が届いており、4項の請願事項が出されております。御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

半澤委員。

半澤委員：そうですね、これだけの数の署名を集めてこられたという限りは、こちらにも誠意のある対応を求められると思います。福津市では、片や教室が余っている学校があったり、片方ではもう過大規模で教室数が足りないという特殊な現状がありまして、それを見たときにスクールバスであるとか、校区再編、特にスクールバスについて多い地域の子供を少ない地域にもって行けばいいじゃないかと、やっぱりそういう考えがもちろんあちこちで私も耳にするんですけども。市民意向調査でも挙がっておりまして、議会でもこうしたらどうかとか毎回出てくる問題ですので、これについては一度しっかり具体的に想定して、それを実現するにはどれぐらいの経費がかかるとか、人件費がかかるとか、運転手だとか付き添いの先生も必要でしょうし、バスの駐車場はどこにする

のかとか、バスの維持費とか、実際たくさんの壁があると思うんですけれども、その問題点や対応策についてどうすればそれが可能なのか、それともそういう結果で不可能だという、誰もが見て納得するような形でしっかり 1 回検討して、ホームページなどに発表しておく必要があるのではないかなと思います。

それから、羅針盤となる小中学校の適正規模、適正配置計画が必要だということについて、この今羅針盤がないままに進められているというふうな意見があるんですけれども、そういうことでしたらやっぱり福津市がそれもきちんとお見せしていくということも考えるべきなのではないかなと思います。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

スクールバスの検討、あるいは、本市独自の小中学校設置基準を密に検討したらどうかという御意見でございますけれども、どうでしょうか事務局のほうは。

水上課長：スクールバスの検討というお話があったかと思います。

今いろんな調査・研究を行っているところなんです、一つはまずやはりスクールバスの導入となると、その台数と導入経費とかいうのがかなりの額になるかと思っております。1 台当たり、きちっとした試算ではないんですが、年間に 1, 0 0 0 万から 1, 1 0 0 万ぐらい経費がかかるものかと思ってありますし、どのようなルートをどのようなところまで拾っていくのかというところ、児童を乗せていくのかというものもございますし、通常の児童生徒はどうするのかという問題もいろいろあるかと思ってあります。どのぐらい必要かという、まだちょっと見えていないところがありますが、複数台といいますか、まあ 1 0 台以上は必要になるのかなという、今後も検討は行い、調査・研究を行っているところでございます。

ただ、今後、校区再編の学校選択制とかいうものも、その辺を検討していきたいというふうには考えております。今この時点でスクールバスの導入をしないという決断ということとはちょっと言えないのではないかというふうに思っておりますので、そういったこともあわせまして引き続き導入についての調査・研究のほうは行っていく必要があると考えているところでございます。

今村委員：いいですか。

幾つかあるんですが、話は飛ぶかもしれませんが、まずこの署名ですか、福津市内在住の方が 5 6 %、福津市以外の方が 4 4 %ですね。それで、学校建設に関しては、やはりそこに在住している方の意見のほう尊重すべきではないかというふうに思います。個人的には。署名だから、頼まれて書くこともあるでしょうし、賛同することはやぶさかではないし、尊重はしなきゃいけないと思いますが、やはり福津市内在住の方の意見、この 5 6 %ということで私は考えたいなというふうに思います。

それから、スクールバスのことは今ちょっと出ましたけど、福間南小と、福間小のアンケート調査したものが前にありましたよね。大分前ですけど、そして、今見ますと福間小学校の場合は、スクールバスがあれば希望する、どちらとも言えない、希望しないというアンケートを採っているけど、希望しない人のほうが多いんですよね、41%なんですよ。それから、南小のほうもスクールバスを希望しないが多いです。ただ、「どちらとも言えない」が一番多いんですけど、これはやはり自分が実際そうになってみないと判断できない部分があるのではと思います。だから「どちらとも言えない」が一番多いんですが、その次に多いのが「希望しない」でした。だから、このスクールバスなどの対策を直ちに検討、検討するのはいいと思いますが、誰を対象にしてどういう項目ですかをきちんと決めてしないと、例えば、校区外の人にしてもぴんとこないじゃないですか、やはり校区内のかたに、しかも、子育て年齢のかたにしないといけないと思います。

それから振り分けると言っても、教室が余っていると言っても、勝浦小も上西郷小も小規模校なんですよ。それで、中学校も福間中の大規模校になっていくし、東中はちょっと余裕がありますが。だから、私個人としては学校をやっぱ造るべきだと思います。

このスクールバスとかそういう対策も考えていくことももちろんいいと思いますが、学校選択にしても、全くのフリーにしたとしても、どのくらい行くのか。同じように生徒が分かれて行くのでしょうか。だから、校区再編、スクールバス、計画の検討をするのはいいですけども、実際に校区再編するというのは保護者とか子どもにとって、非常に負担が大きいことだと、私は個人的には思います。だから、検討はもちろんして、検討してもいいんですが、実際どうなのかなというふうには思います。

それと、実際に造るとしたら、場所は竹尾か手光しかないということでしたが、宮司地区とかいう話もいろいろ出ていますけど、PTAのアンケートでは、やはり南小なんかは竹尾案が一番多かったですし、福小もそうですけど、やっぱり児童生徒の数が多いいところに造るのが基本だと思います。

予算の面とかいろいろそれは工期が長引いても困るということもあるし、やっぱり早急に対策をしないといけないと思います。この間、小学校の卒業式に行きましたが、校長先生も言われていましたけど、やはり中学校が先だろうと。それで、本当は両方造ったほうが一番いいんですけど、造るんだったらやっぱり先に中学校だろうと思いますね。以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。この件については、非常に、もう1年以上議論をしてきておるところでございますのでね。

今村委員：はい。

柴田教育長：教育委員の皆さんもかなり。

今村委員：議会の議員さんの質問と市長の答弁を見ても、もう1年間、同じことのやり取りなんですよ。

柴田教育長：議会の傍聴も来ていただいて、ありがとうございます。

今村委員：同じことも、はっきり市長も断言されないからですね。

柴田教育長：一応規則上は、教育委員会の申し出を待って、予算を計上するかどうかということになっていますので。

今村委員：教育委員会の案はもう出しているでしょう。

柴田教育長：はい。

今村委員：あとはもう市長が駄目というなら、じゃあ次にどこに造るのかということをししないと、このまま、ずっとまた1年間、今後挙げるとしたら6月議会でしょう、予算を挙げるとしたら。

どんなふうを考えられているかですね、市長が。

宮原課長：一つ、先ほどの件で、学校施設の再配置の基本方針ということで、今現在学校建設の、福津市学校施設等整備計画というのを今現在策定中でございます。

今、株式会社長大というところに策定業務の委託契約をしております、業務に取り組んでおります。これが3月25日に、工期、業務としては完了という形になってまいります。

ただ、現在新設校が今定まっていけないということで、計画については案が複数のまま整わない面もあるんですが、業務としてはそういう形で今現在取り組んでおります。

その中で再配置の基本方針、適正化規模に向けてということで、その検討をして羅針盤、市としての適正化の基準を現在定めていっております。

ただ、現状としましては先ほど言われたように、今の福間中学校の過大規模校の現状から、学校規模の適正化の観点からすると、小学校と中学校が両方要するというのが、今現在の答えという状態ですので、その中で、財源のいろいろな問題がある中で、その中で新設校の建設案を示していくということが求められるということになります。

半澤委員：今言われたその策定中の基本方針というのは、3月25日に出来上がるんですか。

宮原課長：そうですね。

半澤委員：それとも場所が決まらないことには、案が絞れないのでそれは出来上がらないんですか。

宮原課長：適正規模、こういった規模の学校がこういう形で市内の今の現状から、適正規模の設置基準を設けて、通学距離も含めて検討して、その中で現状、今の学校はこういう形で増えていくという現状が分かります。その中で、だったらそれを基にどうやったら軽減できるのかというのが新設校に結びつくような形で、これまで検討してきております。

その中で、今現在増えている福間中校区であり、その過大規模校対策ということになりますと、当然、福間中校区に学校を造る

というのが一番の解決策になりますので、それで出た案が竹尾緑地案です。福間中学校の校区内であり、市有地であるというのが、そこが候補地で挙がった最大の理由ということになります。

今村委員：教育懇話会の答申では、校区内に中学校か、近隣に小中学校ということが確か出ていましたね。

宮原課長：はい、そうですね。

今村委員：だから、小学校だけを造るというのはあり得ないというようなことだったんですよね。

宮原課長：そうですね、小学校だけですと、中学校の問題が全く解決しないということになりますので。

今村委員：いずれにしても中学校は必要という。

宮原課長：中学校が必要というのが、教育委員会の考えです。

今村委員：請願書４番に、市民の意見を反映させるということは、これはもっともだと思えますよ、やっぱり反映はさせなきゃいけない。その反映の仕方ですよ、どういう形で反映をさせるか、どういう手順を踏むかという。

宮原課長：はい。

今村委員：そのことについて、教育懇話会とか通学区域の審議会も、市民の意見を反映していることになるし、PTAが実施されたアンケートもそうでしょうし、当然、学校の校長とか、そういう方の意見を聞いていますよね。

宮原課長：そうですね。

今村委員：またアンケートするのかですね。どういうふうな形を取るのか、必ず賛成反対ありますからね、どこにしてもですね。

宮原課長：それで、今現在、この間の教育委員会でもちょっと御報告はしたんですが、竹尾の案と同時に、手光での検討案というのも改めて同時に現在やっていることになります。

今村委員：いただきましたね。

宮原課長：その中で、当然校区が変わるのであれば、再度通学区域審議会等で諮るということも必要になります。先日、教育懇話会も委員の委嘱をしたところです。必要に応じて新たに審議をいただくような形になっております。こういう方々の、市民のご意見をいただきながら、まずは今の現状に取り組んでいきたいと考えております。

また、今後、実際に、学校の建設が決まった以降は、どのような教育をするために、どのような学校にするのか、学校現場の先生方や子どもたち、保護者や地域のかたのご意見をいただきながら取り組んでいく予定で考えております。市としての方針を早期に決めていく必要があると考えています。

青木委員：いいですか。

児童数が、福間南小は令和７年がピークと、福間小のほうは令和１０年がピークということで、今から学校を造っても一番早くて令和９年ぐらいになるということであれば、やはり小学校だけ

造るというのは、逆に近い将来に、市が、教育委員会が、市民から問われることになるんじゃないかと思います。やっぱり私も、小も中も、両方が必要だと思いますけども、予算のことがありますので、できるだけ小規模な小中校を造って、はじめは小学校が多くクラスが使えるような校舎にして、その校舎のまま、途中から中学校のほうのクラスが多く使えるような、共有の教室みたいな形で、小学校でも中学校でも対応できるような、そしてできるだけ小規模で。小規模にしておかないとやっぱり通学区域の変更だとか、遠いところから通学する子たちが増えるので、その負担がかかる人数はなるべく少ない人数で、不便をかけるのがないような形のほうがいいかなと思います。

柴田教育長：設置基準をつくると、やっぱり小学校も中学校もいるようになるんだよね。

宮原課長：そうですね。

柴田教育長：例えば福岡市なんていうのは、20クラスを超えたら学校を設置するという基準があるわけですね。20クラスを超えた学校がまた出てきたら、もう学校を造るわけですよ。

だから、がちがちの設置基準をつくってしまうと、うちの財政だったら、それで、小中を造ったとしてね、設置基準からするともう明らかに福岡南小も福岡小も福岡中も分割しなきゃいけなくなります。もう既に過大規模校を超えていますからね、そこに非常に難しいところがあるので、国の適正配置基準の手引きを基本にやっているというのが現状なんですよ。

庁議でも審議してきた結果、市の財政的には、市長としては1校造るのが精いっぱいだということでございますので。

藤井委員：いいですか。私もやっぱり本当は両方どうしても必要だと思います。やはり小学校と中学校とどちらも必要だと思うんですよ。

これまで、いろいろ私たちも総合教育会議の中でも話してきた、その竹尾緑地案が一番早くできる候補地であったことは確かなんですが、それが、また一からのスタートにはなりますが、一日でも一年でも早くするための話し合いを今後も続けていかないと、今の子供たちが、一番ずっと窮屈な思いをし続けることになります。実際の中学校に行かれたら分かると思うんですけど、今日はちょっと議会とか傍聴していて、中学校には行ったことありませんという議員さんもいらっしゃいましたけど、今の仮設校舎の状況とか、そういったことも、実際に行かれたら本当に窮屈な思いをしている中学生がたくさんいます。保護者の方もやはり伸び伸びと育ってほしいと思われるので、その環境を整えるために一日も早く新設校をと願うのは保護者の皆さんだと思うんですよ。

人数からしても、いま以上にクラス数が増える、教室が足りなくなるのは本当にすぐ数年後なので、それを考えたら本当に時間がないのは明らかで、分かっていることなので、そこを皆さん

で、一日も早く学校をですね。この請願書に竹尾緑地案の撤回ということが書いてありますけど、これまで審議してきた結果を撤回する必要はないと思うんですね。そこは候補地の一つであることは変わらないので。候補の一つでありながら、それで、また手光地区、そこに建てた場合はどうなるのかという、その辺もやっぱり早く話を続けていく必要があると思っています。

柴田教育長：どうですか、事務局のほうは。

宮原課長：そうですね。一日でも早く、方針決定するような形でもう協議をやっていくしかないと思っています。

柴田教育長：一番早く造ることができることや期待できる教育効果を考えるとやっぱり福間中校区内の竹尾緑地になりますね。

宮原課長：そうですね、福間中校区であり市有地であるという点が大きいと思います。

柴田教育長：さて、この請願事項がある中で、先ほど事務局から説明があった第4条の報告を受けたことに対する採決をしたいということになっていますので、いかがでしょうか。

今村委員：今日採決ということですね。

柴田教育長：そうですね。

今村委員：請願の趣旨の中に、竹尾緑地への建設案の安全性とか、過大規模が解消されないとかありますので、それを十分検討はしなきゃいけないと思うんですけど、安全性について、昨年の総合教育会議で九州大学の先生が、今の建築技術であれば可能だということと言われていましたよね。

柴田教育長：はい。

今村委員：ため池についても、手光のところにもありますが、あと環境のところですね、環境の貴重な生物がいるということもそういうところを配慮はしなきゃいけないと思うし、全部を学校の用地にするわけじゃないので、その辺りはまた環境への配慮も含めて必要だし、できると思いますから、白紙撤回というよりも手光のほうも併せてもう一回検討するということがいいと思いますけどね。

宮原課長：はい。

今村委員：白紙撤回する必要はないと。やっぱり有力な候補地であることは確か、場所がたくさんあるわけではないでしょうしね、実際問題として。そして造らないのかというと、それは造らないともう絶対だめだと思いますから、造っていくことに関してはもう皆さん思っていると思いますので。過大規模はどちらにしても完全には解消されないで緩和ですね。

柴田教育長：そうですね。解消するには学校3つぐらい建てなきゃ解消できないんですよ。

今村委員：それは、できないんですもんね。

柴田教育長：そうすると今度は場所がないんです。

今村委員：それとスピード感と費用のこととかあるでしょうけど。

半澤委員：そもそも何で竹尾にという案が出たかといったら、校区内という

ことと市有地であり一番早く建つであろうと思われたから竹尾案で今まで進めてきたんですけれども、手光だとこれからグラウンド買い足しとかしていく必要があるんじゃないかということがあって、一番早く建てられる竹尾緑地にと、市としてもそこで進めてきたんですけど、結局は市長が予算をつけないというふうに言われて、その市長が再選されたということで、ここから一番早く建つ道はどこなのかと考えるときに、市長が言われる手光ということのを改めて考える必要があるのではということを経験として思うわけですね。

それで、手光で小学校だったら、やっぱり中学校の過大規模に全くアクセスしないので、やっぱりそこは手光なら小中一貫校。小規模であったとしても、手光なら小中一貫校で進めていくという、1校しか建たないのが1つの課題だったんですが、そこを何とか、手光なら小中一貫でという感じで、早く建つのであれば、過大規模で苦しんでいる子どもたちを一日でも早く解消していくためには、そちらにシフトしていくということもあるのではと思うんですよね。

今村委員：それだと予算の関係はどうなるでしょうか。小中一貫ということであれば、用地の確保等、時間的にどうなるでしょうか。土地の買収が出てきますよね。

半澤委員：そうですね。

今村委員：手光の公民館の近くの土地を買収する場合の予算ですよね。

半澤委員：校舎を建てて、後からグラウンドを買い足していくという方向とか、いろいろ柔軟に考えつつ、市としてその予算確保が可能なかどうかというのが、これからそこは超えていかないといけないところですが。

今村委員：それは、こちらのほうではタッチできない部分がありますね。手光に造るとなると、今までのコミュニティが、地域が小学校、中学校と築き上げてきたものが、再編成しないといけない問題も出てきますよね。

半澤委員：そうですね。

今村委員：通学区域が変更になることへの抵抗とか反対とか、そういったことも当然出てくるでしょうね。

半澤委員：その辺を最小に抑える方法を探していくというようなのが求められるのかなということは考えますね。

今村委員：採決の仕方は、一つずつ採決していくんでしょうか、全体をとおしてということでしょうか。

柴田教育長：全部採択する。あるいは、全部採択しない。あるいは、一部採択するということではありますね。

今村委員：例えば、白紙撤回はしなくても手光のほうも併せて考えるということですし、2番のスクールバスはこの辺りの検討は当然しているし、全部一括では賛成と反対があると思うので。

半澤委員：2番は検討することなので、それに結果を出すとかそういうこと

ではなく検討はできますよね。

柴田教育長：はい。

今村委員：ただ、検討の仕方ですよ、これ。きちんとやらないといけないし、6月の議会に間に合うようにしなきゃいけないとか、時間の制限もあると思うので。

半澤委員：検討した結果は何も知らない一般市民の方が見ても分かりやすいように、例えばホームページ等で発表していく必要があるんじゃないかなと思います。例えばスクールバスを入れた際に、どういう問題があり、どういう解決策があるかということを知りやすく。スクールバスを出せばいいんじゃないということをおっしゃっている方が、ああこういうこともあるんだなというのが、納得できるような形で出す必要はあると思うんですよ。

今村委員：このスクールバスは、小学校とか中学校何も書いていないですね。

半澤委員：小学校なんじゃないですかね。

今村委員：小学校ですかね。

柴田教育長：スクールバスは校区再編も含まれるからですね。

今村委員：校区再編も。

柴田教育長：簡単ではないと思います。この地区はこの中学校へ行ってください。スクールバスを出しますからとなるわけですよ。

半澤委員：そうですね。

今村委員：通すことはできないでしょう、実際問題として。

柴田教育長：中学校の場合は特に、一度に変えるというのは難しいと思うんですよ。例えば、部活でやっているから、ここで卒業するまでやりたいとかいう子が必ず出てくると思うんですよ。2年生とか3年生とかはね。

今村委員：それは移行措置があってもいいと思うんですけど、例えば、これは小学校だと思うんですけど、中学校だったら部活動があったりとか、帰りの時間ですね。行きはまあ何とかあったとしても、部活動のほかに、残って勉強したりとか、進路指導があったりとか、ばらばらになると思うんです、中学の場合は絶対。そうすると、帰りのバスはどうするのかという考えが出てきますよね。

半澤委員：その課題も全部、わかりやすく載せたらいいんじゃないでしょうか、例えばホームページに。

今村委員：頭の中でこうスクールバスを回してこう振り分ければいいのか、実際問題はもう学校が終わる、学年で終わる時間もちょっと違いますし、掃除や生徒指導や何か問題があったときに残したりとか、いろいろ補充学級をしたりとかあるので、やっぱり歩いて、または自転車で通える場所に行くのが一番教育的効果が上がるし、親も安心だと思いますけどね。検討はしていいと思います。

柴田教育長：それでは1番の、白紙撤回はしないと、それから2番は検討すると、3番は小学校のみではなく、中学校または小中。

今村委員：または小中一緒。

柴田教育長：または小中ですね。

4番はどうでしょうか。

まあ学校が決まれば、どんな学校にするかということは市民の皆さんの意見をいただくのは、しかるべきだと私は思うんですけど。

半澤委員：準備委員会とかワークショップで、市民の皆さんと一緒にしていくということですね。

今村委員：請願のこれは決まればではなくて、その過程で反映させるという意味じゃないんですか。建設案で市民の意見を、決まるまでの間にという意味じゃないですか。

柴田教育長：懇話会だとか通学区域審議会では、学校長や様々な立場のかたのほか、公募で市民の方が入っていただいているし、教育委員の皆さんももちろん市民でございますので。

それでは、採決をしたいと思いますがいいですか。

青木委員：採決というか、賛成反対ということをお問うということですね。

柴田教育長：そうですね。

青木委員：賛成や反対について、その結果の取扱はどうなるのでしょうか。

例えばもし、全部が賛成ということになった場合は。

柴田教育長：どうですか、事務局。

宮原課長：今のご意見でいきますと、2番ですね。それに対して今後も詳細を検討していくということですね。実際にその検討結果についてホームページ等で公表するというご意見でした。

青木委員：これに関しては、もう今までも検討をしていますし、今後も検討はしていく、それはもちろん当たり前の話ですね。その例えば今1と3は、白紙撤回することと小学校ということで、極端な内容になっていますけど、2と4に関しては当然していくということで、請願について賛成するか反対するかによって、この扱いがどう変わるのか。

柴田教育長：この請願事項を受け止めるか受け止めないかですよね。受け止めないという結論を出して、あとは検討していくことは全然やぶさかでないです。

青木委員：既に検討していること自体もありますね。それも受け止めているということになると思いますけど、こういう意見があるということをお私達も聞いて、今後の話し合いを進めていくというふうに終わればいいんじゃないですかね。

宮原課長：そうですね。

青木委員：出てきた請願すべてに決を採ることはないという気もしますが、こういう意見があるんだなということを私達も受け止めて、今後の話し合いを進めていくと。

今村委員：改めて確認ですが、請願については決議を採っているんですよ。

宮原課長：第4条でそのように定めていますね。

今村委員：それに基づいて。

柴田教育長：請願取扱要綱により採決するとあるんですよね。

今村委員：採決しなければいけないわけですね。

青木委員：全体として、それとも、部分的に。

宮原課長：今のお話からすると一部採択という形になってくるのではないのかと。

今村委員：決議するというのは、それを取り入れるか取り入れないかということでしょう、教育委員会として。

宮原課長：そういう形になります。全体の中で採決ということで、一部採択というようなものであればそういう形になってくると。

柴田教育長：賛成、反対、一部賛成、これを探るわけですね。

宮原課長：そうですね。全体に対してですね。

柴田教育長：じゃあよろしいですか、採決させていただいて。

今村委員：賛成というのは、全部 1 から 4 に賛成。反対というのは全部反対。一部賛成、その一部というのはどれかを決めておかないとですね。

半澤委員：一人一人やっぱり違うわけですからね。

今村委員：一応 4 つ項目が出ているから、もちろん全部関係はありますが、例えば 3 番の小学校建設って、まあ小中一貫か中学校ということで、懇話会もそういう提案をしているので、私はこれはちょっと受入れられないかなと思いますけど。ほかの委員さんがどうなのか分かりませんが。

青木委員：その場合は、3 番は採択できないということになる。

今村委員：一部採択ですね。一部採択でもどれが採択でどれが採択じゃないかは決めたほうがいいんじゃないですか。

青木委員：それを探るとなれば物すごい種類を探らないかんです。1 と 2 が賛成とか、1 と 3 が賛成、1 と 4 が賛成、2 と 3 賛成、2 と 4 が賛成とかね。

今村委員：でも請願された方に対して答えを出さなきゃいけないから。

青木委員：だから、こういう一部採択ということじゃないんですかね。

今村委員：分かりました。

半澤委員：そういう要求があるということは受け止めた上で、それぞれの意見により採択をするということですね。

今村委員：返答は文章でされるんでしょう。請願に対する回答は。

宮原課長：そうですね。

柴田教育長：一部採択については皆さんそれぞれご意見がありますね。

今村委員：例えば 4 番については、その市民の意見、市民といたら 6 万 8, 000 人ぐらい市民いらっしゃいますけど、どういう形で反映されると、今やっているプロセスも反映の一つではあると思うんですよね、教育審議会と懇話会とか、それから、保護者アンケートとか。それから市長がされた校区の、地域ごとでされた説明会みたいなのがありましたよね。あれも市民の意見だし。

柴田教育長：いずれにしても新設校問題というのは 4 月以降も審議の機会は出

てくると思いますが。

今村委員：6月の予算で挙げられなかったら、今度、次は9月か12月になるんでしょう。そうしたらますます遅くなりますね。

柴田教育長：9月ですね。

今村委員：9月ですか。

宮原課長：そうですね。補正のタイミングとしてはそうなりますね。

今村委員：急がなきゃいけないですね。前々から言っていますが。

青木委員：やっぱり市民の意見を聞くというのももちろん大事なんですけど、今までもそういう審議会での審議も経て、その専門チームでいろいろ検討したことを、ここの教育委員会が案として作っているんで、僕はそれがもう最高の意見だと思います。そこに市民の意見というか、ちゃんと通学区域の審議会だとか、その教育懇話会の意見も入っているんで、そこに一般の方々の代表者の意見というのは集約されているわけなので。この建設に関して一般の方々は分からないことたくさんあると思いますよ。予算のことだったり、その安全性のことだったり、保護者の意見だったり、地域の方の意見とか、そういうのを全部含めた上で、ここで集約して、案としてつくっているわけなんで、分からない方々の要望というのはもちろん意見として聞くことは大切だと思いますけど、どこかが決めないと、進んでいけないと思いますので。

教育長ございますか。

柴田教育長：これまで私の在任の期間中は、信念は変えないつもりでございます。貫き通しているつもりでございますので。

青木委員：決を採るなら採るで。

柴田教育長：はっきり採択されたとしても僕は構わないと思いますし、一部採択となっても構わないと思います。

青木委員：ずっと検討してきたことですからね。

柴田教育長：一部採択となればまだどこを一部採択するのかということを話しあっていただければいいと思いますし。

今村委員：賛成か反対か一部採択みたいな形、3通りですね。それでいいと思いますね。

柴田教育長：じゃあ採択することに賛成の方は挙手を願います。

柴田教育長：採択することに賛成の方、挙手願います。

(全員反対)

今村委員：全部ですね、1から4まで。

柴田教育長：それでは、採択することに反対の方挙手願います。

(全員反対)

柴田教育長：それでは一部採択の方になるということでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

柴田教育長：一部採択ということで。

宮原課長：一部採択というのは、2の校区再編、スクールバス、学校選択制などの政策を直ちに検討ということで。

今村委員：うん。

宮原課長：検討・研究という形ですかね。

今村委員：4番については、今までのホームページにも載せていると思うんですけど、やっぱり内容とプロセスを明確に市民に示すというのは大事だと思いますので。

宮原課長：そうですね、今後もそういったものは継続して。

今村委員：今までやってきたことと含めて、ただ関心がなければ見ないと思うんですけどね、でもする必要はあると思います。

宮原課長：はい、分かりました。

柴田教育長：ありがとうございました。

それでは次に教育長の動静報告でございますが、書面をもって報告に変えさせていただきます。

それでは、次は諸報告として、教職員の人事案件でございますが、これにつきましては非公開というふうになりますので、非公開にするということに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

では人事案件については公開しないということに決定することによってよろしいですかね。

(「はい」という者あり)

では誠に恐れ入りますが、傍聴の方は御退出をお願いします。

(人事案件については非公開)

1 3 日程第 1 3 その他

1 4 日程第 1 4 閉会宣言